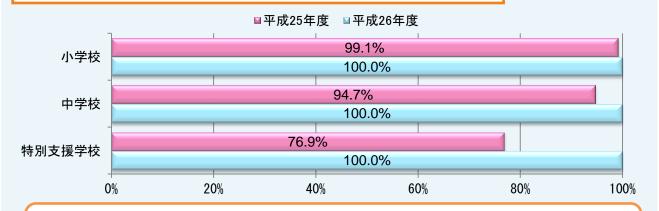
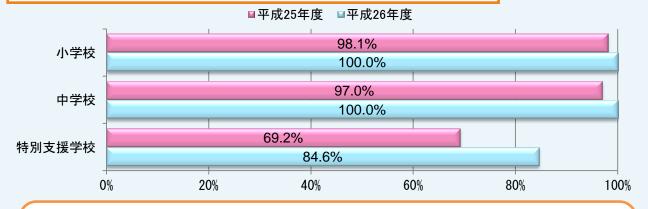
## 1 食育推進体制の整備

## (1) 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付け



O 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付けは、小学校、中学校、特別支援学校ともに 100%となった。

### (2) 食育の推進を中心となって担う教員の校務分掌への位置付け



- 〇 食育の推進を中心となって担う教員(食育推進担当)の校務分掌への位置付けは、小学校、中学校において100%となった。特別支援学校においては、15.4 ポイント増加した。
- 食育推進担当の役割としては、以下のことが期待される。
- ・食に関する指導の全体計画及び学年別年間指導計画の作成・見直しに関すること
- ・教職員の連携・調整に関すること
- ・家庭や地域社会との連携・調整に関すること
- ・教科等における食に関する指導と給食の時間の食に関する指導の関連付けに関すること
- •「食」に関する情報提供や情報交換に関すること
- 〇 これまで群馬県では、学校における食育を推進するための体制整備に向け、群馬県食育推進計画(第2次)(ぐんま食育こころプラン 2011-2015)における目標として、「食育推進担当組織を校務分掌に位置付けている小中学校の割合を平成27年度までに100%にする」ことを掲げてきた。今回、この目標が特別支援学校も含めて達成されたことにより、各校においては、全体計画を踏まえつつ、食育推進担当者を中心に、食育推進担当組織・委員会を十分に機能させ、全教職員が連携しながら、児童生徒の食生活課題の改善に向けた効果的な指導を推し進めるといった組織的な取組が期待できる。

# 2 食に関する指導



○ 食に関する指導は、平成23年度以降、県内全ての学校で実施されている。

#### (2) 食に関する指導の全体計画の作成



〇 今回、中学校における全体計画の作成率が 100%となり、すべての小学校、中学校において 全体計画が作成済みとなった。

# (3) 食に関する指導の年間指導計画の作成

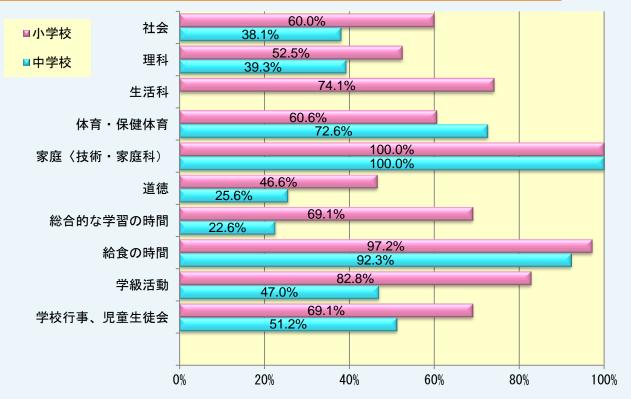


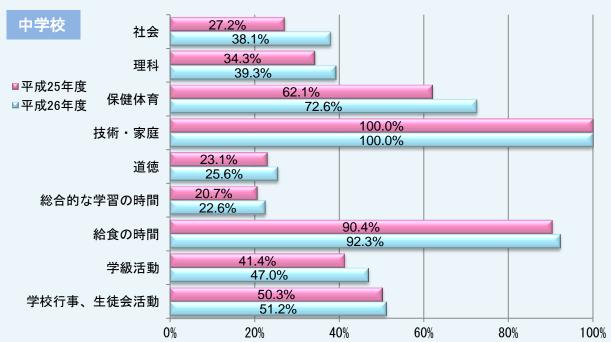
## (参考) 年間指導計画の作成率とその様式(平成26年度)



- 〇 年間指導計画の作成状況は、著しく向上した(小学校は22.1 ポイント、中学校は27.2 ポイント、特別支援学校は30.7 ポイント増加)。
- 〇 今後は、年間指導計画の様式を「学年別」に移行させ、関連教科等における食に関する指導場面を明確にすることにより、食育の視点を意識した指導を実施することが重要である。

# (4) 教科等における食に関する指導の実施状況



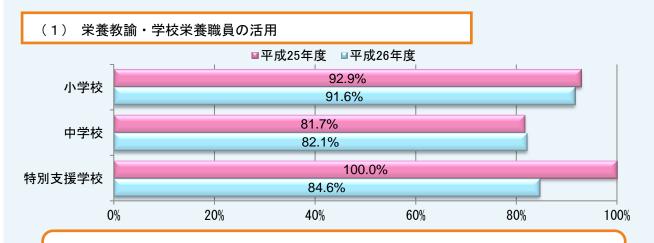


○ 今回の調査では、すべての教科等において食に関する指導の実施割合が向上した。しかし、 その状況については、課題がみられる。

学習指導要領では、家庭(技術・家庭)、体育(保健体育)、特別活動において、「食育」に関する内容の取扱いを示している。また、関連する教科等においても、各教科等の目標を達成する観点から食に関する内容や教材を扱い、食育の視点を明確にした指導を行うことで教育活動全体を通じて食育を推進することができる。

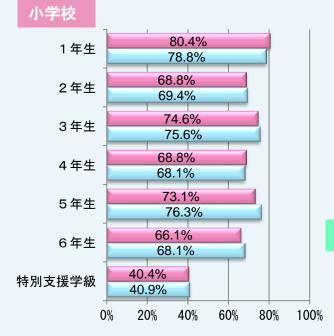
各校における全体計画及び年間指導計画の作成率がほぼ 100%となった現在、計画で示した事項について、年度当初に教職員全体で共通理解を図り、教科等の授業の中で食に関する指導を意図的・計画的に実施していくことが大切である。

# 3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画



〇 栄養教諭・学校栄養職員を活用した割合は、小学校・中学校では平成 25 年度とほぼ 同じであった。特別支援学校では活用割合が低下した。

## (2) 各学年等における栄養教諭・学校栄養職員の活用



中学校 75.1% 1年生 78.0% 65.1% 2年生 68.5% 60.4% 3年生 64.3% 30.8% 特別支援学級 32.7% 20% 40% 60% 0% 80% 100%

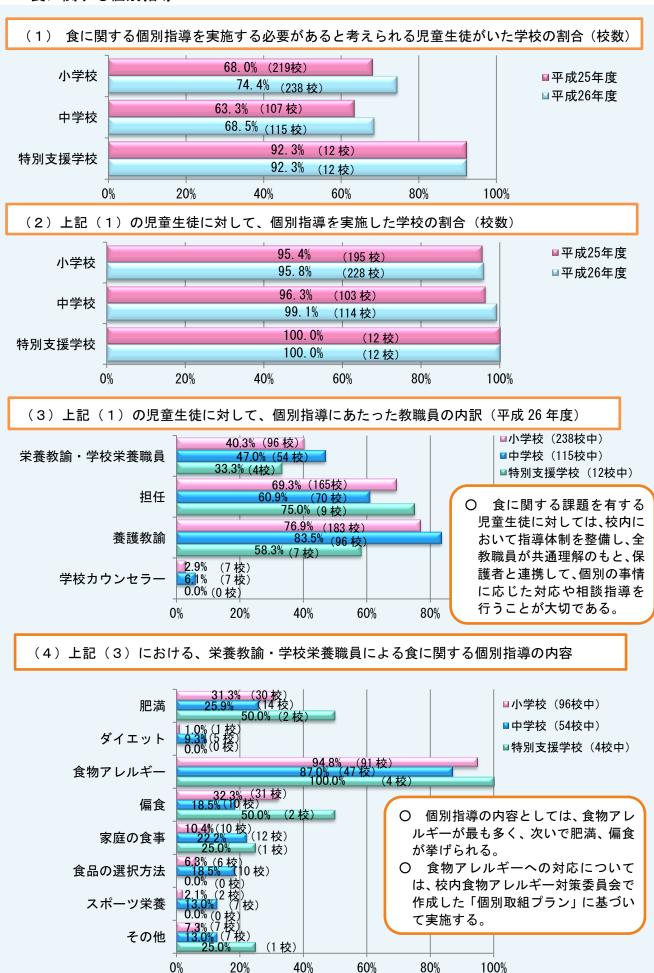
〇 中学校においては、すべての学年において、栄養教諭・学校栄養職員を活用した食に関する指導の実施割合が増加した。

O 各校において、栄養教諭・学校栄養職員と連携 した指導を毎年計画的に行うには、連携場面を明 らかにしておくことが大切である。

具体策としては、食に関する指導の全体計画や学年別年間指導計画及び教科等の指導計画に、色や印を付けたりして、全教職員が認識できるようにしておくことが挙げられる。

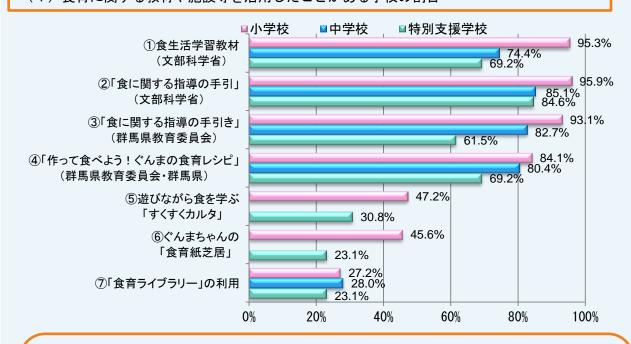


# 4 食に関する個別指導



# 5 食育教材等の活用(平成26年度)

## (1) 食育に関する教材や施設等を活用したことがある学校の割合



#### ①食生活学習教材(文部科学省)







文部科学省が作成している食育冊子。小学校低・中・高学年用、中学生用があり、文部科学省の HP に掲載されている。内容は、給食、朝ごはん、食べ方(好き嫌い、おやつ)、伝統料理、学習の振り返りであり、低学年から系統立てた指導ができる構成になっている。指導者用もある。

#### ②食に関する指導の手引―第一次改訂版―(文部科学省)



学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等 及び給食における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法等について記載した手引書。 新学習指導要領や改正学校給食法等を踏まえて平成22年3月に改訂。

#### ③食に関する指導の手引き「食を楽しみ、健康になろう」(群馬県教育委員会)



小・中学校の9カ年を見通した継続的・系統的な食育を目指し、食に関する指導の全体計画、年間計画、学級活動の時間における指導事例を体系的に示した手引書。平成17,18年に各校の担任、養護教諭、学校栄養職員に配布。CD-ROM版は各校に配付。

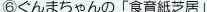
#### ④「作って食べよう!ぐんまの食育レシピ」(群馬県教育委員会・群馬県)



子どもたちの家庭における調理実践を促すために、日頃慣れ親しんでいる学校給食の中から、 生産量が全国10位以内に入る地場産物を使用し、かつ、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭 科で学習した知識や技能を活用できる99種類のレシピを掲載。

http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/?action=common\_download\_main&upload\_id=1561

#### ⑤遊びながら食を学ぶ「すくすくカルタ」 ⑥





子どもが遊びながら、食についての知識を学ぶことができる教材。 掲示資料としての活用も可能。



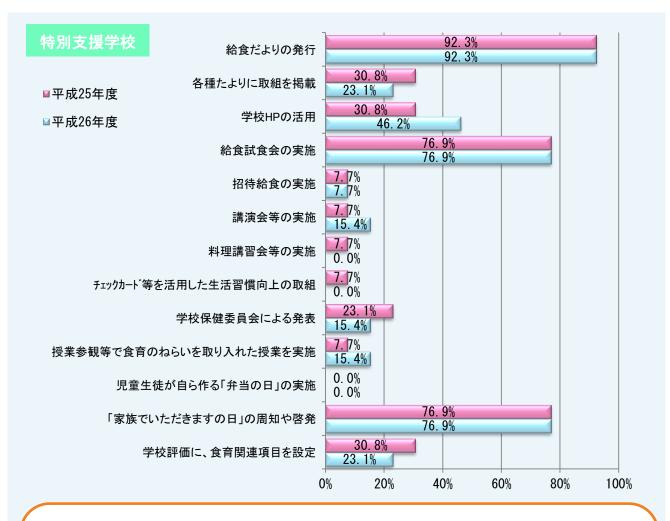
「食事のマナー」「農業理解」 「栄養」「朝ごはん」の4話を収録。読み進めながら食育について学ぶことができる。

## ⑦食育ライブラリー

平成24年度から県内50箇所(35市町村44施設、保健福祉事務所、総合教育センター)に特設された食育コーナー。食育教材や関連書籍の展示や貸出し、情報発信を行っている。「すくすくカルタ」や「食育紙芝居」も、貸し出している。設置箇所については群馬県 HP 参照 http://www.pref.gunma.jp/05/d6200127.html

# 6 家庭・地域社会との連携





- 今年度は、中学校において各種取組の実施割合が増加した。
- ほとんどの小学校・中学校で、学校評価に食育関連項目を設定している。 学校評価における食育に関連した調査項目(朝食摂取等)は、家庭の教育力を高める要素を もつものである。結果の検証・評価により教職員と保護者が共通理解をもち、連携・協力した 取組を実施することによりさらなる食育の充実が期待できる。
- 〇 群馬県が平成18年から提唱している「家族でいただきますの日」は、国の第2次食育推進基本計画(内閣府)の重点課題である「家庭における。共食を通じた子どもへの食育の推進」とも相通じるものである。本取組については、各市町村、学校、地域が連携して取り組んでいただいているところであるが、今後ともその取組を充実、発展させていくことが期待される。

# 毎月19日は「家族でいただきますの日」

豊かな心を育み伝える場である「家庭の食卓」の役割について、 改めて考えてみましょう。



○ 社会環境や食生活が大きく変化する中で、家庭や地域においても食育に対する理解が進み、 子どもに対する食育の取組が行われるよう、学校においては、積極的に情報発信及び啓発等の 働きかけを行うことが大切である。

参照:第2次食育推進基本計画(内閣府) http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/

参照: 平成 24 年版 食育白書(内閣府) P. 34 事例 家族で「いただきます」の日の推進 群馬県伊勢崎市

http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2012/pdf-honbun.html